

令和5年度全国高等学校総合体育大会  
第73回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会  
報道取材・写真撮影要項

茨城県実行委員会

## 1 目的

茨城県実行委員会(以下「実行委員会」という)は、令和5年度全国高等学校総合体育大会第73回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会(以下「本大会」という。)において取材・写真(ビデオ含む)撮影(以下「取材等」という。)を希望する報道関係者に対し、適切な情報提供と取材等の環境整備を行い、円滑な大会及び競技運営を図るとともに、広く本大会の報道をしてもらうため、この要項で必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 報道関係者

報道員の範囲は新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入しているもの及び主催者が許可したものに限る。

## 3 取材等の申し込み

大会ホームページ([https://ibaraki-koutairen.jp/figure\\_inter/](https://ibaraki-koutairen.jp/figure_inter/))から所定の申込書をダウンロードし、申請書を事前に大会実行委員会のメールアドレスに送信のこと。(令和5年12月25日(月)〆切)

## 4 取材等の許可

申し込みのあった報道関係者に対し、実行委員長印を押印した許可証を実行委員会から送付する。大会受付にて、会社名が入った名刺を提出し、実行委員会からの許可証および社員証を提示のこと。引き換えに、報道員章(IDおよびビブス等)を貸与し、その報道員章によって会場に入場し取材することができる。

## 5 報道関係者の義務

(1) 報道関係者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

ア 会場の指定された場所以外で取材すること。

イ その他、大会運営に支障のある行為を行うこと。

(2) 報道関係者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 公益財団法人日本スケート連盟との協議による、競技の取材等に関する事項

イ 実行委員会からの「取材等に関する注意事項」(別紙)に基づく事項

ウ 前各号で定めるもののほか、大会運営上必要な取材等に関する事項

## 6 許可の取り消し

実行委員会は、報道関係者が次の各号の1つに該当するときは、許可を取り消し、本大会における以降の取材等を断ることができるものとする。

(1) 関係法令および本要項に違反したとき。

(2) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

## 7 損害賠償

報道関係者が、会場の施設または第三者に損害を与えた場合、賠償の責任を負うものとする。

## 8 その他

この要項について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、関係者と協議して実行委員会が別途定めるものとする。